

## マイナンバーカードの普及促進を目指した証明書手数料の減額継続について

### 1 目的

マイナンバーカードの普及促進及びコンビニ交付証明の利用拡大を図るため、証明書交付手数料の減額措置を継続する。

### 2 現在の状況

- ・マイナンバーカードを利用した証明書に係る交付手数料について、令和3年12月1日から令和5年3月末日を目途に一律200円の減額を実施
- ・マイナンバーカード申請数は大幅に増加 伸び率% 21.69%  
(申請率：令和3年12月1日 47.10%、令和4年12月末 68.79%)
- ・コンビニ証明交付件数の比較  
(交付件数：令和3年11月分 6,979件、令和4年11月分 12,795件)

### 3 事業内容

変更なし

### 4 実施期間

当分の間

### 《参考》

#### 【減額措置】

- コンビニ交付で扱う以下の証明書に係る交付手数料を一律200円減額
- 区役所等の窓口においても、請求者本人がマイナンバーカードを提示して以下の証明書を請求した場合は、交付手数料を一律200円減額

対象とする証明書	措置前	減額	減額後
(1)住民票の写し	350円	200円	150円
(2)印鑑登録証明書	350円	200円	150円
(3)戸籍全部(個人)事項証明書	450円	200円	250円
(4)市・県民税所得証明書	350円	200円	150円
(5)市・県民税課税証明書	350円	200円	150円

※ (4) (5) は最新年度を含む5年間分。